

浄化槽をお使いの皆さまへ

身近な水環境の保全のため、単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。

□保守点検

浄化槽内の機器などの点検調査を行います。

回数／10人槽以下の家庭用浄化槽は年3～4回

申込先／県に登録している保守点検業者

□清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取りを行います。

回数／年1回(全ばっ気方式は6ヶ月に1回)以上

申込先／市町村の許可を受けた清掃業者

□法定検査

保守点検、清掃が行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

回数／使い始めて3～8ヶ月以内、その後は年1回

申込先／茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)

※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 県生活環境部環境対策課(☎029-301-2966)
環境衛生課(☎826-1111 内線2407)

都市計画マスタープラン策定 (見直し)に伴う地区別懇談会の開催

土浦市都市計画マスタープランの策定(見直し)に伴い、市民の皆様に広く都市計画マスタープランを知って頂き、その上で策定案に対するご意見を伺うため、各中学校区毎の8地区において地区別懇談会を開催します。

と き／午後7時から9時まで

開催地区	日時	会場
一中地区	9月19日(木)	一中地区公民館
三中地区	9月25日(水)	三中地区公民館
二中地区	10月1日(火)	二中地区公民館
四中地区	10月3日(木)	四中地区公民館
五中地区	10月8日(火)	神立地区コミュニティセンター
都和中地区	10月10日(木)	都和公民館
新治中地区	10月16日(水)	新治地区公民館
六中地区	10月22日(火)	六中地区公民館

対象者／該当中学校地区に居住または通勤・通学する方

※事前申し込み不要。

☎ 都市計画課(☎826-1111 内線2266)

9月は屋外広告物美化強調月間です

屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などです。



屋外広告物の設置場所や大きさなどは、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため規制されています。

☎ 都市計画課(☎826-1111 内線2361)

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を創り出すため、屋外広告物の設置には、原則として許可を受ける必要があります。ただし、自家広告物(店名、営業の内容などを自分の住所や営業所などに表示する広告物)は、表示面積により許可がいらぬ場合があります。

※許可手続きや許可基準など、詳しくはお問い合わせください。

違反広告物に対する措置、罰則

許可が必要にもかかわらず、無許可のまま表示したときは、違反広告物として除却命令の対象になるほか、最高で100万円の罰金が科されます。また、有効期間(最長3年)が切れた屋外広告物も、違反広告物として除却命令の対象になりますので、ご注意ください。

